

令和 2 年 6 月定例会

総務委員会説明資料
(その 2)

経 営 戦 略 部
監 察 局
出 納 局

目 次

I 提出予定案件

1	一般会計予算	1
(1)	地方債	1
2	その他の議案等	2
(1)	条例案	2
(2)	令和元年度繰越明許費繰越計算書	5
(3)	専決処分の報告について	6

I 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 地 方 債

一 般 会 計

(ア) 変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補 正 前	補 正 後			
総 務 管 理 事 業	1,018,000	1,018,000	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	融資機関の融資条件による。ただし、 必要の生じた場合は全部若しくは一部 繰上償還し、又は借換えすることが できる。
企 画 事 業	249,000	249,000			
市 町 村 振 興 事 業	1,000,000	1,000,000			
防 災 事 業	437,000	437,000			
社 会 福 祉 事 業	233,000	315,000			
公 衆 衛 生 事 業	6,000	6,000			
環 境 衛 生 事 業	33,000	33,000			
医 薬 事 業	8,000	8,000			
職 業 訓 練 事 業	12,000	12,000			
畜 産 事 業	190,000	190,000			
農 地 事 業	2,348,000	2,348,000			
林 業 治 山 事 業	2,521,000	2,521,000			
水 産 事 業	495,000	495,000			
工 鉱 業 関 係 事 業	9,000	9,000			
観 光 事 業	124,000	124,000			
道 路 橋 り ょ う 事 業	10,813,000	10,813,000			
河 川 海 岸 事 業	10,196,000	10,196,000			
港 湾 事 業	831,000	831,000			
都 市 計 画 事 業	1,026,000	1,026,000			
住 宅 事 業	148,000	148,000			
警 察 関 係 事 業	2,579,000	2,579,000			
教 育 総 務 事 業	2,407,000	2,407,000			
中 学 校 整 備 事 業	91,000	91,000			
高 等 学 校 整 備 事 業	1,720,000	1,720,000			
社 会 教 育 事 業	647,000	647,000			
土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	4,206,000	4,206,000			
公用公共用施設災害復旧事業	95,000	95,000			
臨 時 財 政 対 策 債	13,800,000	13,800,000			
計	57,242,000	57,324,000			

2 その他の議案等

(1) 条例案

① 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

ア 改正の理由

国及び他の都道府県との均衡を考慮し、危険業務手当の支給対象となる業務を追加するとともに、国家公務員について新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例が設けられたことに鑑み、本県の職員の特殊勤務手当について、所要の措置を講ずる必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに、危険業務手当を支給することとする。

(イ) 職員が新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するために行う業務であつて人事委員会規則で定めるものに従事した場合における危険業務手当の特例を定めることとする。

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、公布の日から施行することとする。

(イ) イの(イ)の特例については、令和2年2月1日から適用することとする。

② 徳島県税条例の一部を改正する条例（税務課）

ア 改正の理由

地方税法の一部が改正され、国税における連結納税制度の見直しに併せ、通算法人に係る法人税割の課税標準を法人税額とすることとされたこと等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

イ 改正の概要

- （ア） 国税における連結納税制度の見直しに併せ、通算法人に係る法人税割の課税標準を法人税額とすることとされたこと等に
伴う所要の改正を行うこととする。
- （イ） 地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目に利子等に係る県民税，特定配当等に係る県民税及び特定
株式等譲渡所得金額に係る県民税が追加されたことに伴う所要の改正を行うこととする。
- （ウ） 耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告の特例を定めることとする。
- （エ） その他所要の改正を行うこととする。

ウ 施行期日

この条例は、令和４年４月１日から施行することとする。ただし、イの（イ）については令和３年１０月１日から、（ウ）及び（エ）については公布の日（（エ）の一部については、同年１月１日又は令和５年１月１日）から施行することとする。

③ 地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（税務課）

ア 改正の理由

地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに鑑み，地方活力向上地域内における県税の課税免除及び不均一課税の要件について所要の整備を行う必要がある。

イ 改正の概要

地方活力向上地域内における県税の課税免除及び不均一課税の要件に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を，令和 4 年 3 月 31 日までとすることとする。

ウ 施行期日

この条例は，公布の日から施行することとする。

(2) 令和元年度繰越明許費繰越計算書

ア 一般会計

課 名	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
				既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
管 財 課	万代庁舎等管理費	円 709,480,000	円 195,812,300	円	円	円 61,000,000	円	円 134,812,300
合 計		709,480,000	195,812,300	0	0	61,000,000	0	134,812,300

(3) 専決処分の報告について

ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専 決 処 分 内 容

課名	和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所属名
			事故概要				
管財課	吉野川市在住 3名	1, 5 6 5, 7 1 0 円	平成 3 1 年 3 月 2 8 日	徳島市地内	令和 2 年 5 月 2 1 日	人身・物損	東部保健福祉局 吉野川保健所
			交差点手前で停止していた相手車両後部に、県車両が追突した。				
	香川県高松市所在 1 法人	5 0, 7 6 0 円	令和元年 9 月 1 日	徳島市地内	令和 2 年 5 月 2 1 日	物損	中央こども女性 相談センター
			駐車場で後退した県車両に押された別の県車両が、ゲートバーに接触した。				
	三好市所在 1 法人	1 9 6, 5 5 7 円	令和元年 9 月 1 9 日	三好市地内	令和 2 年 5 月 2 1 日	物損	西部総合県民局 県土整備部〈三好〉
			見通しの悪いカーブで、県車両と相手車両が出会い頭に接触した。				
	香川県高松市所在 1 法人	3 3, 0 0 0 円	令和元年 1 1 月 1 7 日	徳島市地内	令和 2 年 5 月 2 1 日	物損	池田高等学校
			県車両に積んだ荷物が、駐車場発券機の照明に接触した。				
	那賀郡那賀町所在 1 法人	3 9, 3 0 7 円	令和 2 年 1 月 2 8 日	那賀郡那賀町 地内	令和 2 年 5 月 2 1 日	物損	南部総合県民局 県土整備部〈那賀〉
			方向転換しようとした県車両が、駐車してあった相手車両に接触した。				
計		1, 8 8 5, 3 3 4 円					